

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

平成26年度札幌市 食品衛生監視指導計画 【概要版】

食の安全を守るために行う
札幌市の食品衛生の取組に関する
1年間の計画です



食の安全・安心は、札幌市民の生活にとって不可欠な要素であるだけでなく、食産業や観光においても重要な基盤となっていることから、毎年『監視指導計画』を策定し、重点的、効果的かつ効率的に監視指導を実施します。

I 監視指導計画とは

監視指導計画とは、食品衛生に関する問題や課題を解決し、安全・安心な食のまちを創造するため、食品衛生法に基いて札幌市が1年間（4月1日から翌年3月31日）に取り組む監視指導や流通食品の検査等について定める単年度の計画です。

計画の実施結果については、その概要を翌年6月に公表しています。

食品衛生に関する近年の問題と課題

食中毒 平成 24 年度に札幌市で浅漬を原因食品とする腸管出血性大腸菌 O157 食中毒による死亡事故が起きました。また、毎年ノロウイルスによる食中毒が発生しています。

放射性物質 平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故後も汚染水の流出等が発生しています。

食品表示 ホテル等でのメニュー誤表示が社会問題となりました。特にアレルギー物質の表示は生命や健康に直接影響を及ぼします。

衛生管理 食品等事業者には、食品の安全確保に対する大きな責任があります。法令等の遵守は当然のこと、自らの取り扱いが市民の生命や健康に直接という自覚と、安全や信頼を確保するための自主的かつ積極的な取り組みが求められます。

リスクコミュニケーション 安全・安心な食のまちの創造のためには、市民、食品等事業者及び札幌市がそれぞれの役割や責務を踏まえ、三者で情報を共有し、意思の疎通を図ることが必要です。

これらの問題・課題を解決し、安全・安心な食のまちの創造に向けて、施設への監視指導等、様々な取り組みを実施します！

II 実施体制

札幌市保健所及び各区保健センターの食品衛生監視員約 70 名が、市内の飲食店・食品製造施設・スーパーマーケット等約 35,000 施設に対して、監視指導等を実施します。

平成 24 年度には、延べ約 54,000 回の立入検査を実施しました。

また、必要に応じて、厚生労働省や消費者庁、他自治体等と連携します。

実施機関	主な業務内容	人員
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括、調整等 ・ 食品製造施設、ホテル・旅館、病院、移動販売車等の監視指導 ・ 食品等の収去及び試験検査、他 	18 人
広域食品監視センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型スーパーマーケット及びそのテナントの監視指導 ・ 中央卸売市場管内の施設等の監視指導 ・ 食品等の収去及び試験検査、他 	11 人
各区保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区の飲食店、食品販売業、対面販売の菓子製造施設、イベントの食品提供施設等の監視指導 ・ 食品等の収去、他 	42 人
衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の試験検査、研究 	15 人

III 監視指導の実施内容

i 施設への立入検査

食品の製造数、流通範囲、施設の衛生状況等により、「重点監視対象施設」を設定し、年 2 回～2 年に 1 回の頻度で効率的かつ計画的に立入を行います。それ以外の施設については、状況に応じて立入します。

区分	監視対象施設	対象業種	監視予定回数
重点監視対象施設	A 札幌市中央卸売市場関連施設	魚介類せり売営業等	市場開市日ごと
	B 前年度に食中毒を起こした施設の他、過去の指導経緯等を考慮し、年 2 回以上の立入が必要と判断する施設	飲食店、食品製造業、食品販売業等	年 2 回以上
	C 過去の指導経緯等を考慮し、年 1 回以上の立入が必要と判断する施設（A、B 該当施設を除く）		年 1 回以上
	D 取り扱う食品等を考慮し、2 年に 1 回以上の立入が必要と判断する施設（A、B、C 該当施設を除く）		2 年 1 回以上
その他	上記 A～D に該当しない施設	全業種	実状に応じて

ii 食品等の抜き取り検査

札幌市で調理・製造された食品や市内に流通する食品等の安全性を確認するため、「収去実施計画」に基づいて食品等の抜き取りを行い、微生物検査や理化学検査（放射能、農薬、添加物等）を実施して、違反・不良食品の排除に努めます。

区分	微生物	理化学	計
国内食品	569	710	1,279
輸入食品	76	201	277
計	645	911	1,556



食品製造施設の監視指導

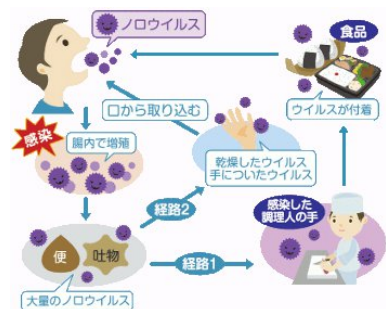
IV 平成26年度における重点取組事項

i 食中毒への総合的な対策

食中毒事例の多い業種、食品群に対応した監視指導を実施するとともに、近年多発しているノロウイルス食中毒等について、市民及び食品等事業者への予防啓発を行うなど、様々な側面から食中毒への対策を講じます。

また、食中毒のリスクが高くなる夏期と年末に、重点的に施設への監視指導を実施します。

- ◎ ノロウイルスによる食中毒予防対策
- ◎ カンピロバクターや腸管出血性大腸菌などによる食中毒防止対策
- ◎ 食中毒警報等の発令 他



ii 食品中の放射性物質対策

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、食品の放射性物質汚染に対する市民の不安は依然として高い状態が続いています。

平成26年度は、前年度に引き続き、市内に流通する食品について放射性物質のモニタリング検査を実施し、特に汚染水の流出問題に係る市民の不安を解消するため、水産物の検体数を増やし、65検体の検査を実施します。

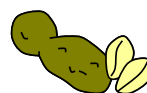
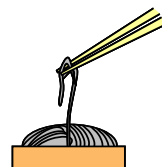


放射性物質の検査の様子

iii 適正表示対策

食品の表示は、消費者が商品を選択するうえで重要な情報源であることから、食品取扱施設への監視指導の際には、食品衛生法に基づく表示（食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質、期限表示等）について適正に記載されているか確認するとともに、札幌市保健所が所管しないJAS法などの他法令に係わる違反が疑われる食品を発見した場合は、必要に応じて関係機関と連携し、調査等を実施します。

また、法改正等についても、適宜、普及啓発を行います。



iv 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

安全な食品の提供は、食品等事業者の果たさなければならない義務・責任であることから、各種事業の実施等により、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図ります。

- ◎ 自主的な衛生管理の推進指導
- ◎ さっぽろ食の安全・安心推進協定
- ◎ 食品等事業者に対する HACCP 導入の推進 他



各種事業のロゴマーク

v リスクコミュニケーションの拡充

食の安全を確保するため、市民、食品等事業者への情報提供を行うとともに、各種講習会などを通じ、食品衛生に関する施策や食の安全に関する話題等について市民及び食品等事業者と意見交換を行い、関係者相互の理解と信頼を深めるよう努めます。

- ◎ 市民、食品等事業者との意見交換
 - ・ さっぽろ食の安全・安心交流事業
 - ・ さっぽろ食の安全・安心モニター事業 他
- ◎ ホームページ、パンフレット、講習会等を活用した普及啓発 他



さっぽろ食の安全・安心市民交流事業



さっぽろ子ども食品Gメン体験事業

V 監視指導計画の詳細について

監視指導計画の詳細については、下記のお問い合わせ先等にて冊子入手いただくか、札幌市食の安全ホームページ<<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>>を御確認ください。

お問い合わせ先

○ 保健所

食の安全推進課	中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階	011-622-5170
広域食品監視センター	中央区北 12 条西 20 丁目札幌市中央卸売市場青果棟 3 階	011-641-0635

○ 各区保健センター 健康・子ども課

中央	中央区南 3 条西 11 丁目	011-511-7227	豊平	豊平区平岸 6 条 10 丁目	011-822-2478
北	北区北 25 条西 6 丁目	011-757-1183	清田	清田区平岡 1 条 1 丁目	011-889-2408
東	東区北 10 条東 7 丁目	011-711-3213	南	南区真駒内幸町 1 丁目	011-581-5213
白石	白石区本郷通 3 丁目北	011-862-1883	西	西区琴似 2 条 7 丁目	011-621-4247
厚別	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-5921	手稲	手稲区前田 1 条 11 丁目	011-681-1211(代)

監視指導計画の冊子については、市役所市政刊行物コーナー及び各区役所総務課広聴係でも配布しております。

みんなで創る！“安全・安心な食のまち・さっぽろ”

札幌市、事業者、市民がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、お互いに信頼関係を築きながら、連携・協同して「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を創りましょう。

わたしたちにも
大切な役割が
あるのね！

積極的な取組で
安全・安心を
届けます！

市民・事業者の
皆さんと一緒に
取り組みます！

